

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号																			
	調 達 要 求 番 号	教育役－ 7																		
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 6 月 3 0 日																		
	作 成 部 課	航空幕僚監部人事教育部 人事教育計画課																		
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 6 日																		
品 名	B 7 6 7 整備要員の委託教育																			
仕 様 書 番 号	空幕 L P S－教 0 0 0 1 5－1 1																			
指 定 事 項： 2． 1． 4 教育項目， 教育期間， 回数， 教育日数及び委託人数 表 1 のとおりとする。																				
表 1－教育項目， 教育期間， 回数， 教育日数及び委託人数																				
<table><tr><td>教育項目</td><td>教育期間</td><td>回数</td><td>教育日数</td><td>委託人数</td></tr><tr><td>実習教育</td><td>令和 8 年 9 月 1 日</td><td>1 回</td><td>5 日／回</td><td>2 名／回</td></tr><tr><td>B 7 6 7 整備要 員シミュレータ ー教育</td><td>～ 令和 8 年 1 2 月 2 5 日</td><td>2 回</td><td>5 日／回</td><td>6 名／回</td></tr></table>						教育項目	教育期間	回数	教育日数	委託人数	実習教育	令和 8 年 9 月 1 日	1 回	5 日／回	2 名／回	B 7 6 7 整備要 員シミュレータ ー教育	～ 令和 8 年 1 2 月 2 5 日	2 回	5 日／回	6 名／回
教育項目	教育期間	回数	教育日数	委託人数																
実習教育	令和 8 年 9 月 1 日	1 回	5 日／回	2 名／回																
B 7 6 7 整備要 員シミュレータ ー教育	～ 令和 8 年 1 2 月 2 5 日	2 回	5 日／回	6 名／回																
備考 1 1 日の教育時間は 8． 0 時間を基準とする。 2 教育日数は土日祝日を除く連続した 5 日間を基準とする。																				

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	B 7 6 7 整備要員の委託教育	空幕 L P S－教 0 0 0 1 5－1 1	
		大臣 承認	平成 年 月 日
		作成	平成 2 5 年 9 月 5 日
		改正	令和 6 年 6 月 7 日
			令和 7 年 5 月 2 7 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 人事教育部 人事教育計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する E－7 6 7 及び K C－7 6 7 の整備要員に対し実施する B 7 6 7 整備要員の委託教育（以下，“本教育”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S－Y 0 0 0 0 7 の 1.2 によるほか、次による。

1.2.1 B 7 6 7

B O E I N G 社製の 7 6 7 型機を略称するもの。

1.2.2 F A D E C (Full Authority Digital Electric Control)

B 7 6 7 のエンジン制御システムである高信頼性デジタル電子式制御。

1.2.3 B I T E (Built In Test Equipment)

B 7 6 7 エンジンの機能である自己診断装置。

1.2.4 A P U (Auxiliary Power Unit)

B 7 6 7 エンジンを始動するために使用する補助動力装置。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の仕様書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

品 名	B 7 6 7 整備要員の委託教育
-----	-------------------

ただし、契約締結後当該文書に改正があった場合は、その改正事項の教育内容への適用について別途協議するものとする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 一般

B 7 6 7 の整備実習教育及び B 7 6 7 のフライトシミュレーター又は整備訓練用トレーナー（以下，“教育教材”という。）を使用した整備士養成訓練コースを設定している民間航空会社による整備教育とする。

2.1.2 教育内容

教育訓練実施内容は、付表を基準とし、その他細部は、契約の相手方の計画による。

2.1.3 教育実施場所

教育実施場所は、日本国内で契約の相手方が計画する場所とし、細部は教育実施計画書によるものとする。

2.1.4 教育項目、教育期間、回数、教育日数及び委託人数

教育項目、教育期間、回数及び委託人数は、調達要領指定書による。

なお、開始日は、航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課教育室長（以下，“教育室長”という。）と調整するものとする。

2.2 講師の資格

講師は、B 7 6 7 の整備業務に関する知識及び技能並びに B 7 6 7 の整備要員教育訓練に従事した経歴を有し、かつ、教育内容について熟知している者とする。

2.3 教育教材・教育資料

教育教材及び教育資料は、次による。

- a) 契約の相手方は、本教育の目的を達成するために必要な教育教材及び教育資料を準備するものとする。
- b) 教育資料の構成及び編集は、契約の相手方が定めるものとし、委託人数に応じ必要数を準備するものとする。

3 検査

契約担当官等の定める検査実施要領により実施するものとする。

品名	B 7 6 7 整備要員の委託教育
----	-------------------

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 教育実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに、次に示す事項を含む教育実施計画書 1 部を作成（様式任意）し、教育室長に提出するものとする。また、教育実施計画書に変更の必要が生じた場合には、同じ手続きをとるものとする。

- a) 教育日程及び教育実施場所
- b) 教育実施内容（細部項目）
- c) 教育資料

4.1.2 教育従事者届

契約の相手方は、契約締結後速やかに、委託教育契約条項に示す教育従事者届 1 部を作成し、教育室長に提出するものとする。また、教育従事者届に変更の必要性が生じた場合は、同じ手続きをとるものとする。

4.1.3 教育実施報告書

契約の相手方は、教育終了後速やかに、次の事項を含む教育実施報告書 1 部を作成（様式任意）し、教育室長に提出するものとする。

- a) 教育実施日時及び教育実施場所
- b) 教育実施内容（細部項目）
- c) 講師の所属及び氏名
- d) 教育資料
- e) 教育結果

4.2 その他必要な事項

その他必要な事項は、次のとおりとする。

- a) 教育実施中の教育教材の不具合については、契約の相手方が処置する。
- b) 契約の相手方が教育実施計画書に従って教育を実施する過程において、教育の継続に支障を来す事由が発生した場合には、契約担当官等とその取扱いについて協議するものとする。

付表一教育実施内容（基準）

1 実習教育

細部項目	教育形式	教育時間 (H)	到達目標
部品交換 取り外し及び取り付けに関する知識付与及び実習（模擬教育含む。）並びに交換後の作動点検及び良否判定	座学	8. 0	1 教育の概要を理解している。 2 機体の部品交換の知識及び技能を修得している。
	実習	32. 0	
合 計		40. 0	

付表一教育実施内容（基準）（続き）

2 B767シミュレーター教育

細部項目		教育形式	教育時間 (H)	到達目標
1	概要説明 エンジン及びAPUの アブノーマル・オペレー ション	座学	0. 5	1 教育の概要を理解している。 2 エンジン及びAPUの始動、停止並びに 運転中におけるアブノーマル状況に習熟 している。
		実習	11. 5	3 故障探求が確実、かつ正確に実施でき修 復作業が適切に実施できるとともに指導 ができる。
2	エンジン及びAPUの ノーマル・オペレーショ ン	座学	9. 0	1 主要なシステムの故障探求要領について 理解している。 2 F A D E Cエンジンの操作要領に習熟 し、飛行中のエンジン及びAPUの特性並 びに機体システムとの関連を理解してい る。
		実習	4. 5	3 システム・テスト及びB I T Eの実習要 領について習熟している。 4 エンジン・テスト及びファン・トリム・ バランス要領に習熟し、スラスト・リバー サー・システムのディアクティベート処置、 並びにエンジンの始動、停止におけるアブ ノーマル状況への対応が確実に実施でき るとともに指導ができる。
3	機体のシステムのオペ レーション	座学	1. 0	1 主要なシステムの故障探求要領について 理解している。
		実習	4. 0	2 飛行中を含む機体システムの操作及び表 示を理解し故障探求に活用できる。
4	機体システムのアブノ ーマル・オペレーション	座学	2. 0	主要なシステムの故障探求要領について理 解している。
5	総合実習	実習	5. 0	1 各細部項目の内容を十分に理解している とともに手順が確実に実施できる。 2 不具合への対応と処置が適切に実施でき る。
合 計			37. 5	